

若者よ地域に
羽ばたけ

令和8年度 ミラ・クル・とっとり運動推進補助金

若者トライ型

対象

10歳～25歳までの
若者3名以上が
主体となり活動する団体

あなたの地域づくりのアイデアに**最大15万円**を支援！
クラウドファンディングも活用するアイデアには
さらに追加で**クラファン手数料（最大4万円）**も支援！
若者ならではのユニークな企画待ってます！

1次募集

募集期間 令和8年
3月5日（木）～3月25日（水）

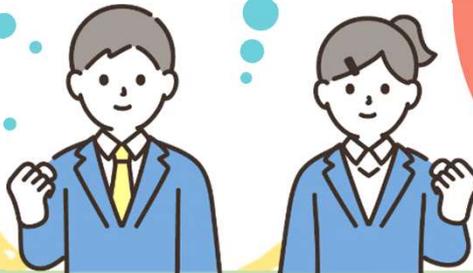
補助対象期間 交付決定日（令和8年5月下旬頃）
～令和9年3月10日

申請書は募集期間最終日の
午後5時必着です

地域を盛り上げるために
やってみたいことがある！

想いを実現したい！

仲間と一緒に活動をした
いけど支援がほしいなあ



最大で
19万円
申請した金額の
100%
を補助します！

窓口・問合せ先

悩むより近くの窓口へLet'go！

- 鳥取市、岩美郡での活動に関すること
東部地域振興事務所東部振興課 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3528
- 八頭郡での活動に関すること
東部地域振興事務所八頭振興課 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3880
- 倉吉市、東伯郡での活動に関すること
中部総合事務所中部振興課 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3177
- 米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること
西部総合事務所西部振興課 米子市鞆町一丁目160 電話 0859-31-9606
- 日野郡での活動に関すること
日野振興センター地域振興課 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2080
- 補助金の制度などに関すること
鳥取県協働参画課 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7248
電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

詳細はHPより

ミラ・クル 補助金



https://www.pref.tottori.lg.jp/tem/1020869.htm#itemid1020869

新しい活力を創造し、より充実させるために、とっとりのミライをつくる
若者（事業を実施する年度の末日までに10歳～25歳の年齢となる方）

3名以上の団体による地域づくり活動を支援する補助金の交付を希望する団体を募集します！

★ 対象事業について

<対象となる活動>

- 地域の活性化を目指して行う次のような事業
- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内・地域間交流・人材育成を促進する事業

<対象とならない活動>

- 学校の授業での活動
（課外活動、クラブ活動、個人の活動は対象）
- ※学校と地域の企業や団体が協働して行う活動はOK！
- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベントなど
- 県外のみで実施する事業
- 営利を目的とする活動等

★ 応募および審査について

補助金の交付を希望する場合は、まず、**申請書(その他提出書類(以下「申請書等」という))**に**必要事項**を記載して、各総合事務所等最寄りの窓口にご提出ください。

※申請書等は募集期間最終日の午後5時までに必着。

<補助金交付までの流れ>

提出書類の書き方も窓口で
相談してね ☺

【提出書類】

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体規約
- (5) 構成員名簿
- (6) 事業計画を立案した際の会議の記録
- (7) 事業スケジュール
- (8) (申請者が未成年の場合のみ) 申請者の法定代理人による同意書



- ①事業計画を話し合っ
て申請書を作る
- ②申請書を持って最寄
りの窓口で提出
- ③申請書に基づき、審
査委員による審査
- ④採用されたら補助金
交付

企画の段階で計画が完璧
に固まっていなくても大
丈夫！申請に向けて一緒
に考えます！

いい活動にしようね！

★ 応募書類の入手方法

申請書等県の規定様式については、協働参画課のホームページからダウンロードできます。
インターネットを利用できない方は、協働参画課又は各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

さあ、君はどんなチャレンジする？

スタートアップ型

県内で地域をよりよくするために取り組む様々な地域づくり活動を支援します!

1次募集

募集
期間

令和8年
3月5日(木)～3月25日(水)

補助対象
期間

交付決定日(令和8年5月下旬頃)～
令和9年3月31日

申請書は募集期間最終日の
午後5時必着です

スタート支援

対象事業:地域活性化のための新たな取組、これまでの取組を拡充する取組や試行的な取組。

補助上限:10万円

補助率:10/10



最大 10 万円

ステップアップ支援

対象事業:過去にスタートアップ型補助金を受けて実施した取組で、今後の中長期的な活動を視野に入れて行うもの。

補助上限:30万円

補助率:3/4



最大 30 万円

※同一年度内に一団体が補助金を受けられる事業の件数は1件です。
また、同一の者が同種の事業を実施するために受けることができる補助の回数は、各申請区分とも1回限りです。

窓口・問合せ先

- 鳥取市、岩美郡での活動に関すること
東部地域振興事務所 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3528
- 八頭郡での活動に関すること
東部地域振興事務所八頭振興課 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3880
- 倉吉市、東伯郡での活動に関すること
中部総合事務所中部振興課 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3177
- 米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること
西部総合事務所西部振興課 米子市鞆町一丁目160 電話 0859-31-9606
- 日野郡での活動に関すること
日野振興センター地域振興課 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2080
- 補助金の制度などに関すること
鳥取県協働参画課 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7248 電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

詳細はHPより

ミラ・クル 補助金



https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1020869.html

ミラ・クル・とっとり運動推進補助金「スタートアップ型」

補助金の交付を希望する場合は、まず**申請書**、**その他提出書類**に**必要事項**を記載して各総合事務所等最寄りの窓口にご提出ください。

<補助金交付までの流れ>



“何から準備すればいいかわからない！”
“申請書をどう書けばいいかわからない！”
などのギモンは、申請前から窓口でのご相談をおすすめします！



<活用事例>

海水浴場の閉鎖で失われた活気を復活させようと、海岸で子どもも安心・安全に楽しめるイベントを開催



スタート支援とステップアップ支援を活用して、駅周辺や廃校舎でのイベントや軽トラ朝市などを開催

対象となる事業・対象とならない事業

【対象となる事業】

地域活性化のための次のような事業

- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業 等

【対象とならない事業】

- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント
- 県外のみで実施する事業
- 営利を目的とする活動（団体・個人が営む事業の利用者のみに経済的利益が限られるものを含む） 等

対象団体等の要件 ※詳しくは募集要項等をご覧ください

ア. 地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有すること（法人格は問わない）

イ. 以下の項目に該当しない個人又は団体

- a. 県の他の補助金、交付金等を今回申請する事業のために受け入れている、又は受け入れる予定である
- b. 国、他の地方公共団体又は団体等から補助金、交付金、助成金等を今回申請する事業のために本補助金の額を越えて受け入れている、又は受け入れる予定である
- c. 政治、宗教、特定の思想普及又は選挙活動に関わる活動を行っている
- d. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある
- e. (団体の場合) 団体としての実体のないもの

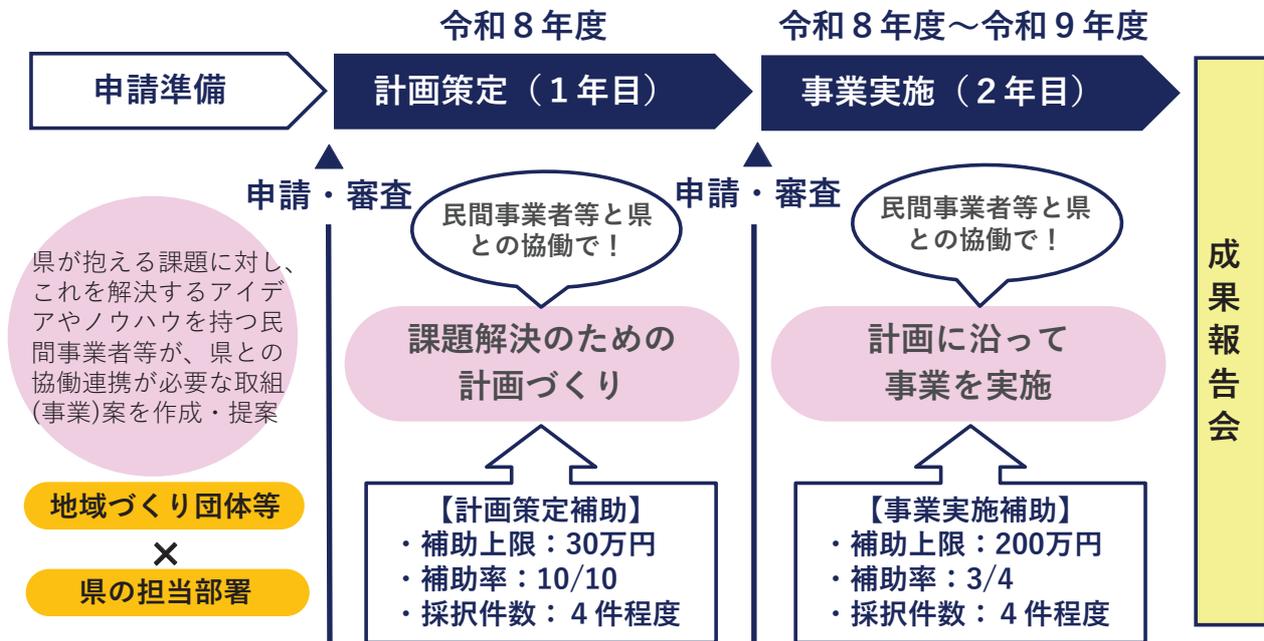
ウ. その他

- a. 過去に令和新时代創造県民運動補助金、トトリズム推進補助金、鳥取力創造運動支援補助金（一部区分を除く）による補助を受け事業を実施した者は、同種の事業を実施するために「スタートアップ型」の区分による補助を受けることはできません。
- b. 過去に本補助金等による補助を受けた事業と同様の内容（実質的に同じ）と判断される事業を実施する場合は、過去に本補助金等を受けていない個人又は団体であっても本補助金を交付しないものとします。

「地域づくりの主人公」はあなたです！
ご相談・ご応募お待ちしております！

令和8年度 鳥取県公民連携推進事業補助金

多様化する地域課題を解決するため、公民連携により取り組む事業に対し、事業計画の立案から実施の各段階において必要な支援を行うことで、協働連携のモデル創出を目指します。
※本事業の実施は令和8年2月定例会における予算の成立を条件とします。



1 補助対象事業

地域課題を解決するため、公民連携により行うことが有効な事業。令和8年度に県の担当部署と一緒に課題解決のための計画を策定する取組（事業）案を募集します（計画策定）。
※事業実施は計画策定に採択された事業が対象です。

2 補助する取組

民間事業者等と県との協働により地域の課題解決のための計画を策定する取組

(1) 県課題提示型

県が提示する地域課題（テーマ）の解決に資する提案について募集します。

【令和8年度の事業募集テーマ】

ア 本県若年層から定期的に意見聴取を実施できる仕組みづくり

イ 親子・若者を中心とした県民参加型による郷土愛醸成の仕組みづくり

(2) 民間提案型

政策分野を問わず、本県の地域課題解決に資する提案について募集します。



3 補助対象者

地域課題解決のための計画策定及び事業実施を県と協働で行うことが可能な民間事業者等（企業、NPO法人、地域づくり団体、地縁団体等）

4 募集期間（計画策定補助）

○事前相談の申込：3月10日（火）から4月17日（金）まで

交付申請にあたっては、事前相談により決定した県の協働担当課（パートナーとなる課）が必要になります。県の協働担当課とマッチングを行い、申請内容等の事前相談の場を設けますので、まずはお早めにご相談ください！

○交付申請書の提出締切：5月29日（金）まで



問合せ先

鳥取県協働参画課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎6階）

電話 0857-26-7761 電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudo-sankaku/>

令和 8 年度鳥取県公民連携推進事業補助金 事前相談申込書

事前相談の申込期間：令和 8 年 3 月 10 日(火)～ 4 月 17 日(金)

交付申請にあたっては、事前相談により決定した県の協働担当課（パートナーとなる課）が必要になります。県の協働担当課とマッチングを行い、申請内容等の事前相談の場を設けます。より効果的な事業内容に磨き上げる良い機会であり、内容が決まっていない段階での相談もできますので、まずはお早めにご相談ください！

※4月18日以降も相談を受け付けますが、相談会の日程調整や協働担当課の選定に時間を要し、申請が困難となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

送付先

電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

団体名			
担当者名			
住所			
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			
【県課題提示型の場合】 事業募集テーマのうち該当するものにチェックして、提案概要を記載してください。	<input type="checkbox"/> ア 本県若年層から定期的に意見聴取を実施できる仕組みづくり <input type="checkbox"/> イ 親子・若者を中心とした県民参加型による郷土愛醸成の仕組みづくり [提案の概要]		
【民間提案型の場合】 申請をお考えの提案概要を記載してください。	[解決したい課題（テーマ）] [提案の概要]		
相談内容			

ギフ鳥

— GifTori —

ふるさと納税による地域づくり団体応援制度

「ギフ鳥」は、ふるさと納税の仕組みを活用して、鳥取県内の地域づくり団体を応援していただく制度です。

制度の詳細は
こちら！



- ・ふるさと納税の仕組みを活用して、地域づくり団体への寄附を集めることができます。
- ・寄附者が寄附申込みをする際に、支援したい団体を指定して寄附することができる制度です。 ※寄附を受けるためには事前に登録が必要です。

持続可能な地域づくり団体支援寄附金の仕組み

要件など詳しくは裏面
ご参照ください！



県内の地域づくり団体

③事業・活動報告

継続的に資金調達を行い
持続可能な地域づくりにつながる

②寄附額の 80%を交付

※企業版ふるさと納税は
100%を交付

①支援したい団体を 指定して寄附



寄附をいただく方
(全国の個人)



鳥取県

窓口
問合せ先

鳥取県 協働参画課 (鳥取市東町1-220)

電話：0857-26-7070 E-mail：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

○制度の概要

- ・寄附者が鳥取県へのふるさと納税の寄附申込をする際に、支援したい団体を指定して寄附することができ、寄附者はふるさと納税による税控除を受けられます。
- ・個人による寄附は寄附額の80%、企業版ふるさと納税（県外企業のみ対象）は100%を交付します。
- ・支援の対象となるのは、要件を満たし事前に「寄附対象団体」として登録された団体に限ります。
- ・登録を希望する団体は、県へ団体登録申請書等を提出し、審査を受ける必要があります。
- ・寄附募集の方法は、次の2つのタイプから1つを選択していただきます。

区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 ガバメントクラウドファンディングタイプ
想定する団体 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体
対象となる事業	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業	
対象となる団体	NPO法に掲げる20分野の活動その他社会貢献活動を行う非営利団体	
寄附募集期間	通年	協議により決定（原則3カ月間）
一団体あたりの目標金額	設定金額なし	設定金額1,000千円以上 All-in方式で実施 ※2
お礼の品の設定	なし （お礼状、実績報告書等をお礼の品とする）	鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用可能 ※3

※1 あくまでも県が想定する団体であり、これに該当しなければ選択できないわけではありません

※2 目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった支援金を受け取れる方式です。
ただし、集まった金額に関わらず、募集の際に掲げた活動内容を実施する必要があります。

※3 必ずお礼の品を活用しなければならないわけではありません。

○寄附対象団体の登録要件

- ・寄附対象団体として登録を受けるには、以下の要件を満たしていることが必要です。

タイプ1の要件

<指定する地域づくり団体の要件>

○団体としての要件

- ・県内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること
- ・法人格の有無にかかわらず、定款、団体の規約等を備えていること
- ・直近3年以上の事業活動、決算・財務の情報を広く開示していること（団体の創設から3年を経過していない場合には創設の日以降）
- ・10名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること（「法人格を有する」「県から補助金の交付決定を受けた実績がある」「県から業務を受託した実績がある」「県から顕彰又は表彰された実績がある」のいずれかに該当する場合はこの限りではない）
- ・公的機関ではなく、また公的機関による出資等を受けていないこと
- ・NPO法20分野その他社会貢献を行う非営利活動団体であること
- ・NPO法人の場合は、NPO法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること
- ・役員等が暴力団等構成員及び関係者等でないこと
- ・代表者が未成年の場合には、成人の会計責任者を置くこと

タイプ2の要件

- ・タイプ1の要件を満たしていること
- ・目標金額100万円を達成できる見込みのある団体であること

○活動についての要件

- ・地域課題の解決や地域活性化のために、広く県民が参加または直接的な便益を得られる公益性の高い活動（特定の個人・団体を支援する活動を除く。）を行っていること
- ・次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること
(ア)県の施策と整合する活動を行っていること
(イ)県又は県内市町村との協働の実績を有すること
- ・県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること（「法人格を有する」「県から補助金の交付決定を受けた実績がある」「県から業務を受託した実績がある」「県から顕彰又は表彰された実績がある」「長期に渡る活動が見込める」のいずれかに該当する場合はこの限りではない）
- ・県内に在在し、活動する者が1名以上いること
- ・法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと
- ・活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと

○寄附金の使途

- ・寄附金は以下のいずれにも該当する使途（使い道）に使っていただけます。
- ・寄附対象団体の活動等に賛同した寄附者からの寄附金を活用して行う本制度の趣旨に鑑み、寄附金の活用にあたっては寄附者に説明責任を果たすことができるよう努めてください。

- ・自主的、自発的に行う公益的な事業及びそれに伴う必要な経費（補助事業の自己負担部分を含む）であること
- ・NPO法20分野に関する活動その他社会貢献を行う活動に必要な経費であること

- ・県民の便益につながる事業に必要な経費であること
- ・構成員のみを対象とする事業への経費でないこと
- ・宗教的、政治的活動のための経費でないこと
- ・制度利用に係る登録を受けた日以降に要した経費であること

○寄附対象団体の応募方法等

募集期間：随時募集 ※応募から寄附募集開始までは、約2か月要します。

応募書類等詳細は、右の二次元コードからホームページでご確認ください。



とっとり暮らし ワーキングホリデー 支援補助金



県外の若者等のとっとり暮らし体験を支援する事業者を応援します！

募集取組

県外の若者等への以下の条件を満たしたプログラムの提供

- ①県内地域に滞在し ②働きながら
- ③地域住民との交流や学びの場を通じてとっとり暮らしを学ぶ

実施主体

本県内の市町村、企業、団体、個人

※就労場所・滞在場所・地域住民との交流や学びの場を一体的に提供し、滞在をサポートできること。

補助率/上限額

補助率 : 2/3
交付上限額 : 県外参加者 80,000円/人
(1団体上限 800,000円)

補助対象経費

- (1)参加者来県旅費 ※エアサポート支援事業利用は対象外
- (2)参加者の滞在に要する経費
(宿泊費、従業員寮利用料、寝具レンタル代等)
- (3)参加者受入れに要する経費
(保険料、作業着、地域活動の実施や地域交流イベント開催に係る経費等)

※飲食代、ガソリン代は対象外 詳しくは交付要綱をご確認ください。

【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁政策統轄課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地)

電話 : 0857-26-7648 / 電子メール : seisaku-toukatsu@pref.tottori.lg.jp

参加者側のメリット

- ・滞在先で働き、収入を得ることで長期間滞在できる。
- ・旅行では味わえない地域の実際の生活を体感できる。



受入側のメリット

- ・繁忙期の人手不足解消。将来的な移住・就職の可能性も。
- ・外部人材と地域住民の交流による地域活性化のきっかけ作り。



→単なる労働力確保ではなく、**地域のファンを増やすチャンス**

事業計画例

事業主体	〇〇農園
就労内容	自社梨農園での作業 (袋掛け・草刈り・収穫・販売・接客など) 時給1,100円 9:00~15:00 週休3日
受入期間	令和8年6月1日~9月30日のうち2週間程度
滞在場所	近隣ゲストハウス ドミトリー、共用風呂、洗濯機あり
地域との交流 ・学びの場	〇〇集落の祭りに参加(準備・本番) 近隣住民と梨ジャム作り体験 同世代の地元住民との交流会
その他	宿泊費・来県旅費助成 作業着 現物支給 滞在中自転車貸与あり



補助条件

- (1) 県外からの参加であること
- (2) 1日3時間以上の地域と関わる労働や地域活動、地域住民や受入団体との交流があること
- (3) 2週間以上の滞在
- (4) ふるさと来LOVEとっとりへの登録

ふるさと来LOVEとっとり とは、
鳥取県をこよなく愛し、応援するファンが集う会員組織です。

会費無料

会員特典

- (1) 県総合情報誌『とっとりNOW』を年4回お届け！
- (2) 特産品や観光情報が載ったパンフレットを送付
- (3) 航空運賃の一部を支援「エアサポート支援制度」利用可能

本事業の実施は令和8年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

R8年度 関係人口受入団体支援補助金

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のことを指します。

鳥取県では、将来的な地域の担い手確保や地域活性化につなげるため、県外から来県し地域活動等を行う方（関係人口）の受入を行う団体等を支援しています。

受入団体等への支援を通じて、関係人口の創出・拡大につなげます。

関係人口受入団体支援補助金<ソフト>

都市部等の県外に在住する者が来県し、本県ならではの地域資源を生かした体験や地域活動を行うための費用を受入団体に対して助成。

補助対象	参加者に対し、滞在場所及び地域住民との交流や学びの場を一体的に提供できる市町村、企業、団体、個人
補助率・補助上限	補助率 1/2、補助上限 6万円/人（1団体上限60万円）
補助対象経費	(1) 参加者来県旅費（公共交通機関に限る） (2) 参加者の滞在に要する経費（宿泊費、寝具レンタル代等） (3) 参加者の受け入れに要する経費（保険料、地域活動や地域との交流イベント開催に係る経費等） ※対象外経費 ・エアサポート支援事業の支援を受ける航空運賃 ・飲食代、人件費等
補助条件	・ 1泊2日以上行程であること ・ 概ね3時間以上の地域活動や地域ならではの体験、地域住民や受入団体との交流があること ・ ふるさと来LOVEとっとりへの登録

ファミリーワーケーション
を全世代に拡大

関係人口受入団体支援補助金<ハード>

関係人口の創出・拡大を目的に、民間企業が設置または運営する既存のワーケーション拠点施設の改修費用を助成。

補助対象	民間企業、団体、NPO法人等 ※公の施設設置者から委託を受けて既存施設の運営管理を行う者を除く
補助率・補助上限	補助率 1/2、補助上限 100万円（1団体上限100万円）
補助対象経費	・ 既存施設の改修経費 （1件10万円以上の備品購入に要する経費、電気通信設備の改修に要する経費等） ※新築・増築は対象外



【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁政策統轄課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地）

電話：0857-26-7648 / 電子メール：seisaku-toukatsu@pref.tottori.lg.jp

県外学生来県支援補助金

県外大学の学生が、県内で地域活性化につながる活動や地域資源を生かした研究などを行うための費用を助成。

補助対象	県内での地域活動や研究を行う県外大学、学生と地域とのマッチング団体	ゼミや研究室単位での来県を想定
補助率・補助上限	補助率 1/2、補助上限 30万円/団体	
補助対象経費	(1) 県外学生来県旅費（公共交通機関に限る） (2) 県外学生の滞在に要する経費（宿泊費、寝具レンタル代等） (3) 県外学生の受け入れに要する経費（保険料、地域活動や地域交流イベント開催に係る経費等） ※対象外経費 ・エアサポート支援事業の支援を受ける航空運賃、飲食代、人件費等	
補助条件	・5名以上（教員含む）の団体であること ・1泊2日以上行程であること ・概ね3時間以上の地域活動や地域課題解決への研究があること ・地域住民や受入団体との交流があること ・ふるさと来LOVEとっとりへの登録	

事例紹介① 青山学院大学（鳥取市青谷町、鹿野町）

青山学院大学の3つのゼミが、鳥の劇場やおや和紙工房などの地域組織へのヒアリングや鹿野学園の児童・生徒に対する参加体験型授業を実施。

<活動内容>

- ・資源ごみの有効活用や付加価値の創出をテーマに、古布を再利用したモザイクアートの作成
- ・プログラミングへの興味を高めるためのプログラミングワークショップの開催



事例紹介② 大阪学院大学（日南町）

大阪学院大学の学生が、日南町で森林・環境・SDGsをテーマに次世代の担い手育成と地域の魅力再発見を目的とした合宿を開催

<活動内容>

- ・役場訪問によるまちづくり学習
- ・林業アカデミー演習林での森林学習・伐倒体験を通じた地域課題のワークセッション



ふるさと来LOVEとっとり とは、
鳥取県をこよなく愛し、応援するファンが集う会員組織です。

会費無料

会員特典

- (1) 県総合情報誌『とっとりNOW』を年4回お届け！
- (2) 特産品や観光情報が載ったパンフレットを送付
- (3) 航空運賃の一部を支援「エアサポート支援制度」利用可能

【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁政策統轄課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地）

電話：0857-26-7648 / 電子メール：seisaku-toukatsu@pref.tottori.lg.jp



買物環境、地域交通、医療・介護、防災などの各種施策を繋げたオーダーメイド型支援で、人口減少の進行を背景に浮彫となった地域課題を解消し、それぞれの地域に合った安心して住み続けられる鳥取ならではのふるさとづくりを実現する。

⇒地域・集落のそれぞれの実情に合ったふるさとづくりの実現に必要な「生活機能・サービスの充実」、「地域・集落基盤（拠点）の創設・強化」等の新たな取組に対して市町村を介して包括的に支援する。

【主な取組例】

- 地域の課題掘り起こしのためのワークショップ、アンケート調査の実施
- 地元の地域協議会と地元事業者で新たに協議会を立ち上げ、専門家の招聘による地域内調査やコーディネーターの配置を通じて新たな地域ビジョンや計画を策定。
- 集落内の空き店舗や廃校舎を改修し、地域の交流サロンや農産物加工施設への活用
- 廃保育所を地域の福祉拠点として改修し、高齢者等が利用しやすい通いの場として活用 等

1) 補助対象経費

<生活機能・サービスの充実（ソフト）>

コミュニティ・仕組づくり、ビジョン・計画づくり、先進地視察・専門家招聘、地域のビジョンを具体化させるための実証・実践 等

<地域・集落基盤（拠点）の創設・強化（ハード）>

上記ソフト事業に関連する拠点（施設）の改修等

2) 事業実施主体 市町村・市町村長が認める集落、自治会、地域団体、個人事業者、企業、広域的地域運営組織等

3) 県補助限度額 生活機能・サービスの充実（ソフト）：補助上限：500万円／拠点
地域・集落基盤（拠点）の創設・強化（ハード）
：補助上限：1,000万円／拠点
（補助率：市町村負担額の1/2）



2026(R8)年度 鳥取県買物環境確保推進交付金

市町村が買物環境確保計画に基づいて主体的に行う事業について、県が包括的・弾力的に支援を行う。

1) 補助対象経費 <支援メニュー例> 店舗整備・改修、設備の整備・移動販売等の支援、拡充、買物に伴う移動支援・担い手確保、支え合いへの支援、買物代行等支援、買物をする機運の醸成支援 等
※ただし、商品券や地域通貨など貨幣価値のある金券類の発行に係る取組は対象外とする。

2) 事業実施主体 市町村・事業者等

3) 県補助限度額 1 市町村につき20,000千円（補助率：市町村負担額の1 / 2等）
また、店舗に係る次の①及び②の支援を実施する場合は、上記金額に下記金額を加算したうえ、
①及び②の支援は下記金額を上限とする。
<加算> ① 1店舗につき土地、建物の取得：10,000 千円
②店舗整備・改修、設備の整備：15,000 千円



※次の事業に取り組む場合、補助率は市町村負担額の2 / 3

○「先導的」買物環境整備支援

⇒事業者と連携した貨客混載、移動販売と連携した無人販売拠点整備、スローレジ等の導入といった買物しやすい環境づくり等、将来の持続的な買物環境の維持・確保に向けた県内に横展開可能な先導的な取組をモデル的に支援する

○地域の買物環境確保に向けた先進地視察研修等

⇒地域における店舗運営や買物機運醸成などに向け、関係者等が県内外等の先進地へ視察研修等を行い、運営等に係る知見を得るとともにネットワーク構築を行う

○企画・経営等アドバイザー派遣

⇒地域におけるスーパー運営や買物機運の醸成、店舗の魅力づくりなど、その分野におけるアドバイザーを地域に派遣

○地域主体による買物環境維持・確保事業

⇒地域（地域運営組織・NPO法人・個人等）主体による地域スーパーの設置及び既存地域スーパーの新たな取組に対して支援（※地域スーパーの設置については初動期間として3年間2/3支援を継続）

※地域スーパー：地域自らがハンドリングする形で物販や（集客に通ずる）交流事業など地域が運営するスーパーとして店舗を活用する形態を想定。（単に地域がスーパー事業者に運営を委託するだけでは不可）

※市町村や地域関係者（商工会、住民など）が今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討を行い、買物環境確保をきっかけとした持続可能なまちづくりにつなげる。



2026(R8)年度 鳥取県広域移動販売支援事業費補助金

移動販売エリアが県内の複数市町村にまたがる移動販売事業者を支援します。

※販売エリアの市町村への確認が補助条件

※移動販売エリアを単独市町村とする事業者については、鳥取県買物環境確保推進交付金で対応（市町村経由）

1. 移動販売車等導入支援

特に中山間地域や店舗が不足している地域において必要な食料を中心とした生活物資を供給し、県内の複数市町村にまたがるエリアで販売する移動販売車等の導入等を支援

- 1) 補助対象経費
 - (1) 車両の購入に要する経費
 - (2) 事業に必要な設備・備品等の購入、修繕に要する経費
 - (3) 上記(1)と一体的に実施される事業（PR活動等）に要する経費
 - (4) その他事業に必要な経費
- 2) 事業実施主体 県内の複数市町村にまたがる移動販売事業を行う者
- 3) 県補助限度額 1事業あたり500万円（補助率：県1/2）
（更新は1台あたり300万円（補助率：県1/3））



2. 移動販売車運営費支援

特に中山間地域や店舗が不足している地域において必要な食料を中心とした生活物資を供給する移動販売車の運営費を支援

- 1) 補助対象経費 燃料費／車検費用／修理費／備品購入費（冬用タイヤ等）／リース料
- 2) 事業実施主体 県内の複数市町村にまたがる移動販売事業を行う者
- 3) 県補助限度額 1台あたり100万円（1年目）、70万円（2年目）、40万円（3年目以降）
（補助率：市町負担額の1/2）

		交付1年目	交付2年目	交付3年目以降
交付額	一般	補助対象経費×1/2 上限1,000千円/台	補助対象経費×1/2 上限700千円/台	補助対象経費×1/2 上限400千円/台
	特例	見守り協定業者かつ辺地等集落対象事業者 ・補助対象経費×1/2（上限1,000千円/台）		

<共通事項>

(注1) 食料品（加工食品、生鮮食品）及び日用品に係る広範（概ね10品目以上とし、日本食品標準成分表2020年版（八訂）表1「食品群別収載食品数」に定める食品群の一類を一品目とみなす。）かつ多数の商品を積載し、予め定めた販売ルートに従い、恒常的に移動販売を実施する移動販売車を対象とする。

(注2) 補助限度額は、「2 補助対象経費」欄に掲げるものに対する補助金の合計額で適用する。

1 事業の目的・概要

年々深刻化する空き家問題を改善するため、空き家の「利活用促進」及び「発生抑制・老朽化抑制」の観点から、市町村を通じた所有者等への助成、まちづくり団体等の育成、県民に対する空き家（中古住宅）活用の意識啓発や機運醸成等、空き家対策に資する取組を進める。

2 主な事業内容

(1) 空き家利活用流通促進事業

① 空き家等改修支援事業

- ・事業概要 一般に流通しない空き家の利活用を行う者の必要な経費の一部を助成する。
- ・事業主体 空き家の利活用者（個人、団体、事業者 等）
- ・対象事業 空き家の利活用に必要な改修工事費用
- ・負担率 利活用者1/2、市町村1/6、県1/3（市町村への間接補助）
- ・県限度額 1) 住宅活用型 600千円
2) 非住宅転用型 1,000千円

② 古民家空き家等改修支援事業

- ・事業概要 概ね昭和初期以前に建築された古民家の利活用を行う者の必要な経費の一部を助成する。
- ・事業主体 古民家空き家の利活用者（個人、団体、事業者 等）
- ・対象事業 古民家空き家の利活用に必要な改修工事費用
- ・負担率 利活用者1/4、市町村1/4、県1/2（市町村への間接補助）
- ・県限度額 2,000千円

③ 既存住宅状況調査等支援事業

- ・事業主体 空き家の利活用者（個人、団体、事業者 等）
- ・対象事業 既存住宅状況調査（インスペクション）に要する経費等
- ・負担率 事業者1/2、県1/2（市町村への間接補助）※市町村、事業者の負担割合は任意
- ・県限度額 50千円

④ 空き家等残置物処分支援事業

- ・事業概要 空き家所有者が行う残置物撤去に要する経費の一部を助成する。
- ・事業主体 **空き家（賃貸専用物件に限る）の所有者利活用者（個人、団体、事業者 等）**
- ・対象事業 空き家の残置物撤去費用
- ・負担率 **所有者利活用者**1/4、市町村1/4、県1/2（市町村への間接補助）
- ・県限度額 200千円

⑤ 中間管理住宅整備支援事業

- ・事業概要 市町村が移住者等に対する空き家の転貸（サブリース）事業に取り組む場合の空き家の改修経費の一部を助成する。
- ・事業主体 市町村
- ・対象事業 空き家の転貸（サブリース）に必要な改修工事費用
- ・負担率 市町村1/4、国1/2、県1/4
- ・県限度額 1) 住宅活用型 600千円
2) 非住宅転用型 1,000千円

(2) 空き家利活用団体支援事業

① 団体活動支援事業（旧 団体育成・スタートアップ支援事業）

- ・事業概要 空き家利活用のために行う空き家の清掃や残置物撤去、転貸（サブリース）等に必要な改修経費の一部を助成する。（サブリースの取組件数（1団体当たり3戸未満等）を撤廃）
- ・事業主体 地域のまちづくり団体、県内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人 等
- ・対象事業 ア) 空き家の清掃・残置物撤去や軽微な補修 等
イ) 空き家の転貸（サブリース）に必要な改修工事費用
- ・負担率 ア) 市町村1/3、県2/3（市町村への間接補助）

- イ) 団体1/4、市町村1/4、県1/2（市町村への間接補助）
- ・ 県限度額 ア) 200千円/団体
イ) 600千円

② マッチング支援、人材育成・普及啓発事業

- ・ 事業概要 宅地建物取引士、建築士、司法書士、土地家屋調査士の団体で構成する団体（とっとり空き家利活用推進協議会）の活動経費の一部を助成する。
- ・ 事業主体 団体（とっとり空き家利活用推進協議会）
- ・ 対象事業 無料相談会の開催、専門家の派遣、ワークショップの開催 等
- ・ 負担率 団体1/3、県2/3（県限度額 2,900千円）

(3) 空き家の魅力普及促進事業

① 空き家リノベーション普及啓発事業

- ・ 事業概要 一般市場における空き家利活用や中古住宅の購入意欲醸成のため、不動産事業の専門団体等による空き家リノベーション物件の見学会開催を支援し、リノベーション物件の魅力訴求による空き家利活用の促進と活性化を図る。
- ・ 事業主体 鳥取県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会鳥取県支部等（直接補助）
- ・ 対象事業 一斉見学会の開催経費
- ・ 負担率 団体等1/2、県1/2
- ・ 県限度額 300千円

② 空き家利活用に係るコンテスト等開催事業

- ・ 事業概要 空き家利活用をテーマとするアイデアコンペ等の費用の一部を助成する。
- ・ 事業主体 業界団体等（直接補助）
- ・ 対象事業 空き家利活用がテーマのアイデアコンペ、リフォームコンテスト等に関する経費
- ・ 負担率 団体1/2、県1/2
- ・ 県限度額 300千円

③ 空き家の魅力普及に係る情報発信支援事業

- ・ 事業概要 事業者等による「空き家改修／リノベーション」に係る周知及び空き家利活用団体等の取組の動画配信等の費用の一部を助成する。
- ・ 事業主体 県内の不動産事業者、建築事業者等により構成される団体、県内のまちづくり団体、県内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人 等
- ・ 対象事業 ア) 動画等の制作、インターネット等による配信 等
イ) 印刷物等の（チラシ、パンフレット等）の制作、配布 等
- ・ 負担率 団体1/2、県1/2
- ・ 県限度額 ア) 200千円/団体
イ) 500千円/団体、50千円/案件

(4) 地域の空き家を活用したまちづくり推進事業

- ・ 事業概要 地域のまちづくりの機運醸成のため、建築的価値のある空き家を通じて活動する民間団体の活動経費を助成する。
- ・ 事業主体 まちづくり活動を行う団体、自治会等
- ・ 対象事業 空き家の利活用促進に向けた計画策定、実態調査、ワークショップの開催等
空き家の掘り起こしや適正管理に要する活動経費
- ・ 負担率 市町村1/3、県2/3（市町村への間接補助）
- ・ 県限度額 400千円